

【関連規定の改定対比表】 ※改訂箇所を下線付きの太字で示しています。

1. 預金等共通規定

(1)「2. 届出事項の変更、通帳・証書の再発行等」

改訂前	改訂後
<p>(1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面等にて当店または当行本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p><u>(記載を追加)</u></p>	<p>(1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または、印章、氏名（名称）、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面等にて当店または当行本支店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p> <p><u>(2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u></p>
<p>(2) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金（給付契約金等）の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p><u>(記載を追加)</u></p>	<p>(2) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金（給付契約金等）の支払いまたは通帳・証書の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。</p> <p><u>なお、2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いを終了しております。証書を失った場合の再発行は、通帳への切り替えの取扱いとなります。</u></p>

(2)「5. 譲渡、質入れの禁止」

改訂前	改訂後
<p>(1) この預金（積金）、預金契約（給付補てん契約）上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳または証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p> <p><u>(記載を追加)</u></p>	<p>(1) この預金（積金）、預金契約（給付補てん契約）上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳または証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。</p> <p><u>(2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u></p>

(3)「7. 暴力団等の反社会的勢力の排除」

改訂前	改訂後
<p>(7) 解約時に預金口座（積金口座）に残高がある場合、通帳、証書および届出印鑑を持参のうえ、当行に申出るとします。この場合、必要な書類等の提出を求められます。</p> <p><u>(記載を追加)</u></p>	<p>(7) 解約時に預金口座（積金口座）に残高がある場合、通帳、証書および届出印鑑を持参のうえ、当行に申出るとします。この場合、必要な書類等の提出を求められます。</p> <p><u>(2023年7月3日以降、新たな証書式定</u></p>

【関連規定の改定対比表】 ※改訂箇所を下線付きの太字で示しています。

	<b><u>期預金の取扱いは終了しております。</u></b>
--	---------------------------------

(4)「8. 盗難された通帳等を用いた預金（積金）の払戻しによる損害の補てんならびに本人確認の取扱いに関する特約」

改 訂 前	改 訂 後
<p>(1) 特約の適用範囲等</p> <p>① 中略</p> <p>② この特約は、以下の取扱いを定めるものです。</p> <p>A 盗難された通帳、証書（以下「通帳等」といいます。）を用いて不正な預金（積金）払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。）が行われた場合における取扱い。</p> <p style="text-align: center;"><b><u>（記載を追加）</u></b></p> <p>B 中略</p> <p>③ 中略</p> <p>(2) 盗難された通帳等による不正な預金（積金）払戻し等</p> <p style="text-align: center;"><b><u>（記載を追加）</u></b></p> <p>① 盗難された通帳等を用いて行われた不正な預金（積金）払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p style="text-align: center;"><b><u>（記載を追加）</u></b></p> <p>A 通帳等の盗難に気づいてから速やかに、当行への通知が行われていること</p> <p style="text-align: center;"><b><u>（記載を追加）</u></b></p> <p>B 中略</p> <p>C 中略</p> <p>② 中略</p> <p>③ 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通</p>	<p>(1) 特約の適用範囲等</p> <p>① 中略</p> <p>② この特約は、以下の取扱いを定めるものです。</p> <p>A 盗難された通帳、証書（以下「通帳等」といいます。）を用いて不正な預金（積金）払戻し（解約ならびに当座貸越を利用した払戻しを含みます。）が行われた場合における取扱い。</p> <p style="text-align: center;"><b><u>（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）</u></b></p> <p>B 中略</p> <p>③ 中略</p> <p>(2) 盗難された通帳等による不正な預金（積金）払戻し等</p> <p style="text-align: center;"><b><u>（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）</u></b></p> <p>① 盗難された通帳等を用いて行われた不正な預金（積金）払戻し（以下、本条において「当該払戻し」といいます。）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。</p> <p style="text-align: center;"><b><u>（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）</u></b></p> <p>A 通帳等の盗難に気づいてから速やかに、当行への通知が行われていること</p> <p style="text-align: center;"><b><u>（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）</u></b></p> <p>B 中略</p> <p>C 中略</p> <p>② 中略</p> <p>③ 前2項の規定は、第1項にかかる当行への通</p>

【関連規定の改定対比表】 ※改訂箇所を下線付きの太字で示しています。

<p>知が、この通帳等が盗取された日（通称等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金（積金）払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p><u>（記載を追加）</u></p> <p>④ 中略 A 中略 a) 中略 b) 中略 c) 中略 B 通帳等の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随した行われたこと</p> <p><u>（記載を追加）</u></p>	<p>知が、この通帳等が盗取された日（通称等が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳等を用いて行われた不正な預金（積金）払戻しが最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。</p> <p><u>（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）</u></p> <p>④ 中略 A 中略 a) 中略 b) 中略 c) 中略 B 通帳等の盗難が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乘じまたはこれに付随した行われたこと</p> <p><u>（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）</u></p>
--	--

(3)「9. 保険事故発生時における預金者からの相殺」

変更後	変更前
<p>(3) 中略</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳、証書、契約の証または当行所定の用紙に届出の印章により記名押印してただちに当行に提出してください。</p> <p>ただし、総合口座の定期預金またはこの預金（積金）で担保される債務がある場合には、次のとおりとします。</p> <p><u>（記載を追加）</u></p>	<p>(3) 中略</p> <p>① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充當の順序方法を指定のうえ、通帳、証書、契約の証または当行所定の用紙に届出の印章により記名押印してただちに当行に提出してください。</p> <p>ただし、総合口座の定期預金またはこの預金（積金）で担保される債務がある場合には、次のとおりとします。</p> <p><u>（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）</u></p>

2. 定期預金共通規定

(1)「2. 証券類の受入れ」

改定前	改定後
<p>(2) 受入れた証券類が不渡となったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は証書と引換</p>	<p>(2) 受入れた証券類が不渡となったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は証書と引換</p>

【関連規定の改定対比表】 ※改訂箇所を下線付きの太字で示しています。

えにまたは通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。 <u>(記載を追加)</u>	えにまたは通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。 <u>(2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u>
---	--

(2)「3. 証書の効力」

変更後	変更前
満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、証書は無効となりますので、ただちに当店に返却してください。 <u>(記載を追加)</u>	満期日に元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、証書は無効となりますので、ただちに当店に返却してください。 <u>(2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u>

3. 期日指定定期預金規定※ (※2021年11月1日より新規取扱中止)

(1)「2. 自動継続」

改定前	改定後
(1)この預金は、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。 <u>(記載を追加)</u>	(1)この預金は、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。 <u>なお、2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了したため、自動継続後の証書は、通帳への切り替えの取扱いとなります。</u>

(2)「3. 預金の支払時期等」

改定前	改定後
(1)中略 ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日はこの預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳または証書記載の据置期間の満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知してください。なお、この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定して	(1)中略 ① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。満期日はこの預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日（通帳または証書記載の据置期間の満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日）から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、当店にその1か月前までに通知してください。なお、この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定して

【関連規定の改定対比表】 ※改訂箇所を下線付きの太字で示しています。

<p>ください。 <u>(記載を追加)</u></p>	<p>ください。 <u>(2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u></p>
---------------------------------	--

(3)「4. 利息」

改定前	改定後
<p>(1) 中略</p> <p>① 1年以上2年未満 通帳または証書記載の「2年未満」の利率 <u>(記載を追加)</u></p> <p>② 1年以上 通帳または証書記載の「2年以上」の利率 (以下「2年以上利率」といいます。) <u>(記載を追加)</u></p>	<p>(1) 中略</p> <p>① 1年以上2年未満 通帳または証書記載の「2年未満」の利率 <u>(2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u></p> <p>② 1年以上 通帳または証書記載の「2年以上」の利率 (以下「2年以上利率」といいます。) <u>(2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u></p>

(4)「5. 預金の解約、書替継続」

改定前	改定後
<p>(1) 中略</p> <p>(2) この預金の全部もしくは一部を解約するときまたは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。 <u>(記載を追加)</u></p>	<p>(1) 中略</p> <p>(2) この預金の全部もしくは一部を解約するときまたは書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。 <u>なお、2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。書替継続後の証書は、通帳への切り替えの取扱いとなります。</u></p>

4. 自由金利型定期預金（M型）規定（スーパー定期規定）

(1)「1. 自動継続」

改定前	改定後
<p>(1) この預金のうち自動継続扱のものは、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。 <u>(記載を追加)</u></p>	<p>(1) この預金のうち自動継続扱のものは、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金（M型）に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。 <u>なお、2023年7月3日以降、新たな証書</u></p>

【関連規定の改定対比表】 ※改訂箇所を下線付きの太字で示しています。

	<b><u>式定期預金の取扱いは終了したため、自動継続後の証書は、通帳への切り替えの取扱いとなります。</u></b>
--	---

(2)「2. 預金の支払時期等」

改定前	改定後
この預金のうち自動継続扱でないものは、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この預金は当行が認めた場合、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金する取扱い（以下「自動解約扱」といいます。）もできます。 <b><u>（記載を追加）</u></b>	この預金のうち自動継続扱でないものは、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この預金は当行が認めた場合、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金する取扱い（以下「自動解約扱」といいます。）もできます。 <b><u>（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）</u></b>

(3)「3. 利息」

改定前	改定後
(1) 自由金利型定期預金（M型）の場合 ① 自由金利型定期預金（M型）（複利型）の場合 A 自由金利型定期預金（M型）（複利型）の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後（自動解約扱の場合は満期日）に、この預金とともに支払います。 <b><u>（記載を追加）</u></b>	(1) 自由金利型定期預金（M型）の場合 ① 自由金利型定期預金（M型）（複利型）の場合 A 自由金利型定期預金（M型）（複利型）の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後（自動解約扱の場合は満期日）に、この預金とともに支払います。 <b><u>（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）</u></b>
B 中略	B 中略
② 自由金利型定期預金（M型）（複利型）以外の場合 A 自由金利型定期預金（M型）（複利型）以外の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率によって計算し、満期日以後（自動解約扱の場合は満期日）に、この預金とともに支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日	② 自由金利型定期預金（M型）（複利型）以外の場合 A 自由金利型定期預金（M型）（複利型）以外の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率によって計算し、満期日以後（自動解約扱の場合は満期日）に、この預金とともに支払います。 ただし、預入日の2年後の応当日から預入日

<p>の10年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p><b><u>(記載を追加)</u></b></p> <p>(A) 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間払利率によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後（自動解約扱の場合は各中間利払日）に、あらかじめ指定された方法により次のとおり（自動解約扱の場合は後記bまたはcにより）支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。</p> <p><b><u>(記載を追加)</u></b></p> <p>a 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。</p> <p><b><u>(記載を追加)</u></b></p> <p>b 中略</p> <p>c 中略</p> <p>(B) 中略</p> <p>B 中略</p> <p>(2)自動継続自由金利型定期預金（M型）の場合</p> <p>① 自動継続自由金利型定期預金（M型）（複利型）の場合</p> <p>A 自動継続自由金利型定期預金（M型）（複利型）の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下3の（2）の①および②において同じです。）から満期日の前日まで</p>	<p>の10年後の応答日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p><b><u>(2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u></b></p> <p>(A) 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間払利率によって計算した中間利払額（以下「中間利払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後（自動解約扱の場合は各中間利払日）に、あらかじめ指定された方法により次のとおり（自動解約扱の場合は後記bまたはcにより）支払います。なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自由金利型2年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。</p> <p><b><u>(2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u></b></p> <p>a 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。</p> <p><b><u>(2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u></b></p> <p>b 中略</p> <p>c 中略</p> <p>(B) 中略</p> <p>B 中略</p> <p>(2)自動継続自由金利型定期預金（M型）の場合</p> <p>① 自動継続自由金利型定期預金（M型）（複利型）の場合</p> <p>A 自動継続自由金利型定期預金（M型）（複利型）の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下3の（2）の①および②において同じです。）から満期日の前日まで</p>
---	--

【関連規定の改定対比表】 ※改訂箇所を下線付きの太字で示しています。

<p>の日数および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については前記 1 の（2）の利率。以下、自由金利型定期預金（M型）の場合も含めてこれらを「約定利率」といいます。）によって 6 か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。</p> <p><u>（記載を追加）</u></p> <p>B 中略</p> <p>② 自動継続自由金利型定期預金（M型）（複利型）以外の場合</p> <p>A 中略</p> <p>(A) 預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算した中間払利息を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の 2 年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型 2 年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。</p> <p><u>（記載を追加）</u></p>	<p>の日数および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については前記 1 の（2）の利率。以下、自由金利型定期預金（M型）の場合も含めてこれらを「約定利率」といいます。）によって 6 か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。</p> <p><b><u>なお、2023 年 7 月 3 日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了したため、自動継続後の証書は通帳への切り替えの取扱いとなります。</u></b></p> <p>B 中略</p> <p>② 自動継続自由金利型定期預金（M型）（複利型）以外の場合</p> <p>A 中略</p> <p>(A) 預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に 70%を乗じた利率。ただし、小数点第 4 位以下は切捨てます。）によって計算した中間払利息を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。なお、預入日の 2 年後の応当日を満期日としたこの預金（以下「自動継続自由金利型 2 年定期預金（M型）」といいます。）に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。</p> <p><b><u>（2023 年 7 月 3 日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）</u></b></p>
---	---

(4)「5. 預金の解約、書替継続」

改定前	改定後
(2) この預金を自動解約扱以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳また	(2) この預金を自動解約扱以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳また



【関連規定の改定対比表】 ※改訂箇所を下線付きの太字で示しています。

<p>は証書とともに振出してください。</p> <p>ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、通帳または証書のみでも取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。</p> <p><b><u>(記載を追加)</u></b></p>	<p>は証書とともに振出してください。</p> <p>ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、通帳または証書のみでも取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。</p> <p><b><u>なお、2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。書替継続後の証書は通帳への切り替えの取扱いとなります。</u></b></p>
--	---

(5)「6. 中間利息定期預金」

改定前	改定後
<p>(2) 中略</p> <p>① 中間利息定期預金の内容については、通帳での預入れの場合は通帳に記入し、証書での預入の場合は原則として証書を発行しないこととし中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。</p> <p><b><u>(記載を追加)</u></b></p> <p>② A 自動解約扱以外の方法で中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。</p> <p><b><u>(記載を追加)</u></b></p> <p>B 自動解約扱の場合の中間利息定期預金の元利金は、満期日にこの預金の元利金とともに指定口座へ入金します。</p> <p><b><u>(記載を追加)</u></b></p> <p>③ 中間利息定期預金のみを解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。</p>	<p>(2) 中略</p> <p>① 中間利息定期預金の内容については、通帳での預入れの場合は通帳に記入し、証書での預入の場合は原則として証書を発行しないこととし中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。</p> <p><b><u>(2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u></b></p> <p>② A 自動解約扱以外の方法で中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。</p> <p><b><u>なお、2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。書替継続後の証書は、通帳への切り替えの取扱いとなります。</u></b></p> <p>B 自動解約扱の場合の中間利息定期預金の元利金は、満期日にこの預金の元利金とともに指定口座へ入金します。</p> <p><b><u>(2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u></b></p> <p>③ 中間利息定期預金のみを解約するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。</p>

【関連規定の改定対比表】 ※改訂箇所を下線付きの太字で示しています。

<p>なお、自動解約扱の場合は、満期口にあたり前記②の B の規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は指定口座へ入金しません。また、自動継続扱の場合は、次回の継続にあたり前記 3 の ( 2 ) の②の B の ( B ) の b の規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。</p> <p><u>(記載を追加)</u></p>	<p>なお、自動解約扱の場合は、満期口にあたり前記②の B の規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は指定口座へ入金しません。また、自動継続扱の場合は、次回の継続にあたり前記 3 の ( 2 ) の②の B の ( B ) の b の規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。</p> <p><b><u>なお、2023 年 7 月 3 日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。自動継続後の証書は、通帳への切り替えの取扱いとなります。</u></b></p>
--	--

## 5. 自由金利型定期預金規定（大口定期預金規定）

### (1)「1. 自動継続」

改定前	改定後
<p>(1) この預金のうち自動継続扱のものは、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p><u>(記載を追加)</u></p>	<p>(1) この預金のうち自動継続扱のものは、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p><b><u>なお、2023 年 7 月 3 日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了したため、自動継続後の証書は、通帳への切り替えの取扱いとなります。</u></b></p>

### (2)「2. 預金の支払時期等」

改定前	改定後
<p>この預金のうち自動継続扱でないものは、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この預金は当行が認めた場合、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金する取扱い（以下「自動解約扱」といいます。）もできます。</p> <p><u>(記載を追加)</u></p>	<p>この預金のうち自動継続扱でないものは、通帳または証書記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この預金は当行が認めた場合、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金する取扱い（以下「自動解約扱」といいます。）もできます。</p> <p><b><u>(2023 年 7 月 3 日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u></b></p>

### (3)「3. 利息」

改定前	改定後
(1) 自由金利型定期預金の場合	(1) 自由金利型定期預金の場合

<p>① 自由金利型定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率によって計算し、満期日以後（自動解約扱の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。</p> <p>ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期口としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p><u>（記載を追加）</u></p> <p>A 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間利利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後（自動解約扱の場合は各中間利払日）に、あらかじめ指定された方法により、次のとおり（自動解約扱の場合は後記（B）により）支払います。</p> <p><u>（記載を追加）</u></p> <p>(A) 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。</p> <p><u>（記載を追加）</u></p> <p>(2) 自動継続自由金利型定期預金の場合</p> <p>① 自動継続自由金利型定期預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下3の（2）の①および②において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下、自由金利型定期預金の場合も含めてこれらを「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については前記1の（2）の利率。以下、自由金利型定期預金の場合も含めてこれらを「約定利率」といいます。）</p>	<p>① 自由金利型定期預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率によって計算し、満期日以後（自動解約扱の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。</p> <p>ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期口としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p><u>（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）</u></p> <p>A 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率によって計算した中間利払額（以下「中間利利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日以後（自動解約扱の場合は各中間利払日）に、あらかじめ指定された方法により、次のとおり（自動解約扱の場合は後記（B）により）支払います。</p> <p><u>（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）</u></p> <p>(A) 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。</p> <p><u>（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）</u></p> <p>(2) 自動継続自由金利型定期預金の場合</p> <p>① 自動継続自由金利型定期預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日。以下3の（2）の①および②において同じです。）から満期日の前日までの日数（以下、自由金利型定期預金の場合も含めてこれらを「約定日数」といいます。）および通帳または証書記載の利率（継続後の預金については前記1の（2）の利率。以下、自由金利型定期預金の場合も含めてこれらを「約定利率」といいます。）</p>
--	---

<p>す。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期口としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p><b><u>(記載を追加)</u></b></p> <p>A 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払利息を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。</p> <p><b><u>(記載を追加)</u></b></p> <p>B 中略</p> <p>② 中略</p> <p>A 中略</p> <p>B 中略</p> <p>③ 中略</p> <p>(3) 中略</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。</p> <p>A 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 約定利率×70%</p> <p>C <math>\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入口数}}</math></p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳または証書記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入れするとした場合、その預入の際に適用される利率を</p>	<p>す。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の10年後の応当日までの日を満期口としたこの預金の利息の支払いは次によります。</p> <p><b><u>(2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u></b></p> <p>A 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳または証書記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払利息を、利息の一部として、各中間利払日に支払います。</p> <p><b><u>(2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u></b></p> <p>B 中略</p> <p>② 中略</p> <p>A 中略</p> <p>B 中略</p> <p>③ 中略</p> <p>(3) 中略</p> <p>① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次のA、BおよびC（BおよびCの算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。）のうち、最も低い利率。</p> <p>A 解約日における普通預金の利率</p> <p>B 約定利率×70%</p> <p>C <math>\text{約定利率} - \frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入口数}}</math></p> <p>なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳または証書記載の満期日（継続をしたときはその満期日）まで新たに預入れするとした場合、その預入の際に適用される利率を</p>
--	--

【関連規定の改定対比表】 ※改訂箇所を下線付きの太字で示しています。

<p>基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p> <p><u>(記載を追加)</u></p>	<p>基準として算出した当行所定の利率をいいます。</p> <p><u>(2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u></p>
---	--

(4)「4. 預金の解約、書替継続」

改定前	改定後
<p>(2)この預金を自動解約扱以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。</p> <p><u>(記載を追加)</u></p>	<p>(2)この預金を自動解約扱以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。</p> <p><u>なお、2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。書替継続後の証書は、通帳への切り替えの取扱いとなります。</u></p>

6. 変動金利定期預金規定※ (※2021年11月1日より新規取扱中止)

(1)「1. 自動継続」

改定前	改定後
<p>(1)この預金のうち自動継続扱のものは、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p><u>(記載を追加)</u></p>	<p>(1)この預金のうち自動継続扱のものは、通帳または証書記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。</p> <p><u>なお、2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了したため、書替継続後の証書は、通帳への切り替えの取扱いとなります。</u></p>

(2)「2. 預金の支払時期等」

変更後	変更前
<p>この預金のうち自動継続扱でないものは、通帳または証書記載の満期日以後に支払います。ただし、この預金は当行が認めた場合、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金する取扱い（以下「自動解約扱」といいます。）もできます。</p> <p><u>(記載を追加)</u></p>	<p>この預金のうち自動継続扱でないものは、通帳または証書記載の満期日以後に支払います。ただし、この預金は当行が認めた場合、通帳または証書記載の満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金する取扱い（以下「自動解約扱」といいます。）もできます。</p> <p><u>(2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u></p>

【関連規定の改定対比表】 ※改訂箇所を下線付きの太字で示しています。

(3)「4. 利息」

変 更 後	変 更 前
<p>(1) 変動金利定期預金の場合</p> <p>① 変動金利定期預金（複利型）の場合</p> <p>A 変動金利定期預金（複利型）の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（前記3により利率を変更したときは、変更後の利率）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後（自動解約扱の場合は満期口）に、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;"><u>（記載を追加）</u></p> <p>B 中略</p> <p>② 変動金利定期預金（複利型）以外の場合</p> <p>A 中略</p> <p>(A) 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳または証書記載の中間利払利率（前記3により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に、指定口座へ入金します。</p> <p style="text-align: center;"><u>（記載を追加）</u></p> <p>(B) 中間利払日数および通帳または証書記載の利率（前記3により利率を変更したときは、変更後の利率）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（前記3により利率を変更したときは、変更後の利率）によって計算した金額の合計額が</p>	<p>(1) 変動金利定期預金の場合</p> <p>① 変動金利定期預金（複利型）の場合</p> <p>A 変動金利定期預金（複利型）の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（前記3により利率を変更したときは、変更後の利率）によって6か月複利の方法で計算し、満期日以後（自動解約扱の場合は満期口）に、この預金とともに支払います。</p> <p style="text-align: center;"><u>（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）</u></p> <p>B 中略</p> <p>② 変動金利定期預金（複利型）以外の場合</p> <p>A 中略</p> <p>(A) 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数（以下「中間利払日数」といいます。）および通帳または証書記載の中間利払利率（前記3により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間利払額（以下「中間払利息」といいます。）を、利息の一部として、各中間利払日に、指定口座へ入金します。</p> <p style="text-align: center;"><u>（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）</u></p> <p>(B) 中間利払日数および通帳または証書記載の利率（前記3により利率を変更したときは、変更後の利率）によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（前記3により利率を変更したときは、変更後の利率）によって計算した金額の合計額が</p>

<p>ら中間払利息（中間利払口が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後（自動解約扱の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。</p> <p><b><u>（記載を追加）</u></b></p> <p>B 中略</p> <p>(2) 自動継続変動金利定期預金の場合</p> <p>① 自動継続変動金利定期預金（複利型）の場合</p> <p>A 自動継続変動金利定期預金（複利型）の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（前記3により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1の(2)の利率。以下、変動金利定期預金の場合も含めてこれらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。</p> <p><b><u>（記載を追加）</u></b></p> <p>B 中略</p> <p>② 自動継続変動金利定期預金（複利型）以外の場合</p> <p>A 中略</p> <p>(A) 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、中間利払日数および通帳または証書記載の中間利払利率（前記3により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払利息を、利息の</p>	<p>ら中間払利息（中間利払口が複数ある場合は各中間払利息の合計額）を差引いた残額を、満期日以後（自動解約扱の場合は満期日）にこの預金とともに支払います。</p> <p><b><u>（2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。）</u></b></p> <p>B 中略</p> <p>(2) 自動継続変動金利定期預金の場合</p> <p>① 自動継続変動金利定期預金（複利型）の場合</p> <p>A 自動継続変動金利定期預金（複利型）の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳または証書記載の利率（前記3により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記1の(2)の利率。以下、変動金利定期預金の場合も含めてこれらをそれぞれ「約定利率」といいます。）によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。</p> <p><b><u>なお、2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了したため、自動継続後の証書は、通帳への切り替えの取扱いとなります。</u></b></p> <p>B 中略</p> <p>② 自動継続変動金利定期預金（複利型）以外の場合</p> <p>A 中略</p> <p>(A) 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、中間利払日数および通帳または証書記載の中間利払利率（前記3により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算した中間払利息を、利息の</p>
---	--

【関連規定の改定対比表】 ※改訂箇所を下線付きの太字で示しています。

一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。 <u>(記載を追加)</u>	一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。 <u>(2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。)</u>
--	---

(4)「5. 預金の解約、書替継続」

改定前	改定後
<p>(2)この預金を自動解約扱以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。</p> <p>ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、通帳または証書のみでも取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。</p> <p><u>(記載を追加)</u></p>	<p>(2)この預金を自動解約扱以外の方法で解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに提出してください。</p> <p>ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、通帳または証書のみでも取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。</p> <p><b><u>なお、2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。書替継続後の証書は、通帳への切り替えの取扱いとなります。</u></b></p>

7. 据置型定期預金規定※ (※2021年11月1日より新規取扱中止)

(1)「1. 自動継続」

改定前	改定後
<p>(1)この預金は、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に据置型定期預金として継続します。ただし、継続後のこの預金の元利金が当行所定の金額以上となる場合はこの取扱いはいたしません。継続された預金についても同様とします。</p> <p><u>(記載を追加)</u></p>	<p>(1)この預金は、通帳または証書記載の最長預入期限に自動的に据置型定期預金として継続します。ただし、継続後のこの預金の元利金が当行所定の金額以上となる場合はこの取扱いはいたしません。継続された預金についても同様とします。</p> <p><b><u>なお、2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了したため、自動継続後の証書は、通帳への切り替えの取扱いとなります。</u></b></p>

(2)「4. 預金の解約、書替継続」

改定前	改定後
<p>(2)この預金を解約、一部支払または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに</p>	<p>(2)この預金を解約、一部支払または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳または証書とともに</p>



【関連規定の改定対比表】 ※改訂箇所を下線付きの太字で示しています。

<p>提出してください。</p> <p>ただし、この預金に利息を加えて書替継続するときは、通帳または証書のみでも取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。</p> <p><u>(記載を追加)</u></p>	<p>提出してください。</p> <p>ただし、この預金に利息を加えて書替継続するときは、通帳または証書のみでも取扱います。この場合、届出の印鑑を引続き使用します。</p> <p><b><u>なお、2023年7月3日以降、新たな証書式定期預金の取扱いは終了しております。書替継続後の証書は、通帳への切り替えの取扱いとなります。</u></b></p>
--	---

以上